

答申書
(答申第301号)
令和2年3月12日

北海道情報公開条例第14条第2項ただし書による
開示等の決定期間の延長に係る意見聴取について（答申）

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第14条第2項ただし書の規定により、令和2年（2020年）2月20日付けア政策第535号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は概ね適当なものであると認めます。

なお、次のとおり、意見を付します。

記

実施機関	北海道知事
事務担当課	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
公文書開示請求に係る対象公文書の内容	アイヌ政策課長が決裁関与した10年分の全文書
公文書開示決定を延長する期間	開示請求のあった日の翌日から3年9か月
延長理由	開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示・非開示の判断及び複写の作成に時間を要するため。
意見	<p>本件開示請求のように、対象公文書が著しく大量である開示請求がなされたとき、個々に具体的な判断をするとすれば、開示等の決定を行うまでに相当の時間を要し、実施機関においては、その対応のために日常業務の停滞を及ぼすおそれがあり、さらには、写しの作成等に莫大な経費を要することは想像に難くない。</p> <p>このことから、開示請求者の権利は尊重しなければならないものの、実施機関の日常業務の停滞は道民一般の不利益となることを衡量し、双方の調和を図るような条例の解釈や運用を検討する必要がある。</p>